

後三月以内に協議会の決算を作成し協議会の会議の認定を経なければならない。

2、前項の規定により、決算が協議会の会議の認定を経たときは、会長は、当該決算の写しを速やかに関係町村長に送付しなければならない。

(その他の財務に関する事項)

第二十四条 この規約に特別の定めがあるものを除くほか、協議会の財務に関しては、幹事町の財務に関する手続きの例による。

第六章 補 則

(監査委員)

第二十五条 幹事町の監査委員は、地方自治法の定めるところにより、協議会の財務に関する事務の執行及び協議会の経営に係る事業の管理を監査することができる。この場合においては、監査委員は、監査の結果を関係町村長に報告しなければならない。

(費用弁償)

第二十六条 会長、委員及び職員並びに監査委員は、その職務を行うために要する費用等の弁償等を受けることができる。

2、前項の費用弁償等の額及び支給方法は、幹事町の条例規則等を用いる。

(協議会解散の場合の措置)

第二十七条 協議会が解散した場合においては、関係町村が協議によりその事務を承継する。この場合において

判 別 ・ 就 学 指 導 の 実 際

学 校	月	判 別 教 委 員 会
<p>第1次候補の選出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 集団検査 S S 35以下 ・ 国社数理の評価が1か2以上 ・ 集団生活に適應困難 ・ 情緒、言語障害を有する ・ 視覚、聴覚障害を有する <p>次の項目のうち1項目でも該当する者を全部選出</p> <p>個別式知能検査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1次候補者○印の者について実施 ・ W I S C、田中ヒネーのどちらかを実施 ・ I Q 100以上の者を外す <p>第2次候補の選出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別式知能検査 I Q 100以下 ・ 第1次候補で○印の者 ・ 集団生活適応が特に困難 ・ 普通の学習指導についていけない ・ 2次の障害を有する <p>行動特徴、家庭生活の状況、生育歴、所見等をまとめる。(入級拒否者を送付)</p> <p>観察カードの記入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 作文能力 ・ 計測能力 ・ 授業中の行動 <p>委員会作成の要領により忠実に観察記録する</p> <p>教育相談対象児童・生徒の保護者との話し合い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人の学校生活上の問題について話し合うとともに教育相談への出席をすすめる <p>判別結果の通知と入級指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校長あて ・ 保護者あて 	4	<p>特殊教育が思いを受けたい者印</p> <p>就学猶予・免除者調べ</p> <p>候補者一覧表作成</p> <p>一般教育相談</p> <p>広 報 活 動</p>
	5	候補者一覧表作成
	6	相談票作成
	7	第1次判別委員会 (診断委員会)
	8	第2次判別委員会 (診断委員会)
	9	第3次判別委員会
	10	教育相談
	11	第3次判別委員会
	12	特殊教育対象児童生徒の判定
	1	特殊教育対象児童生徒の決定
	2	報告
	3	教育長決裁